



# 埼玉県 鶴ヶ島市



TSURUGASHIMA CITY

## 企業立地のご案内

### 鶴ヶ島市のプロフィール

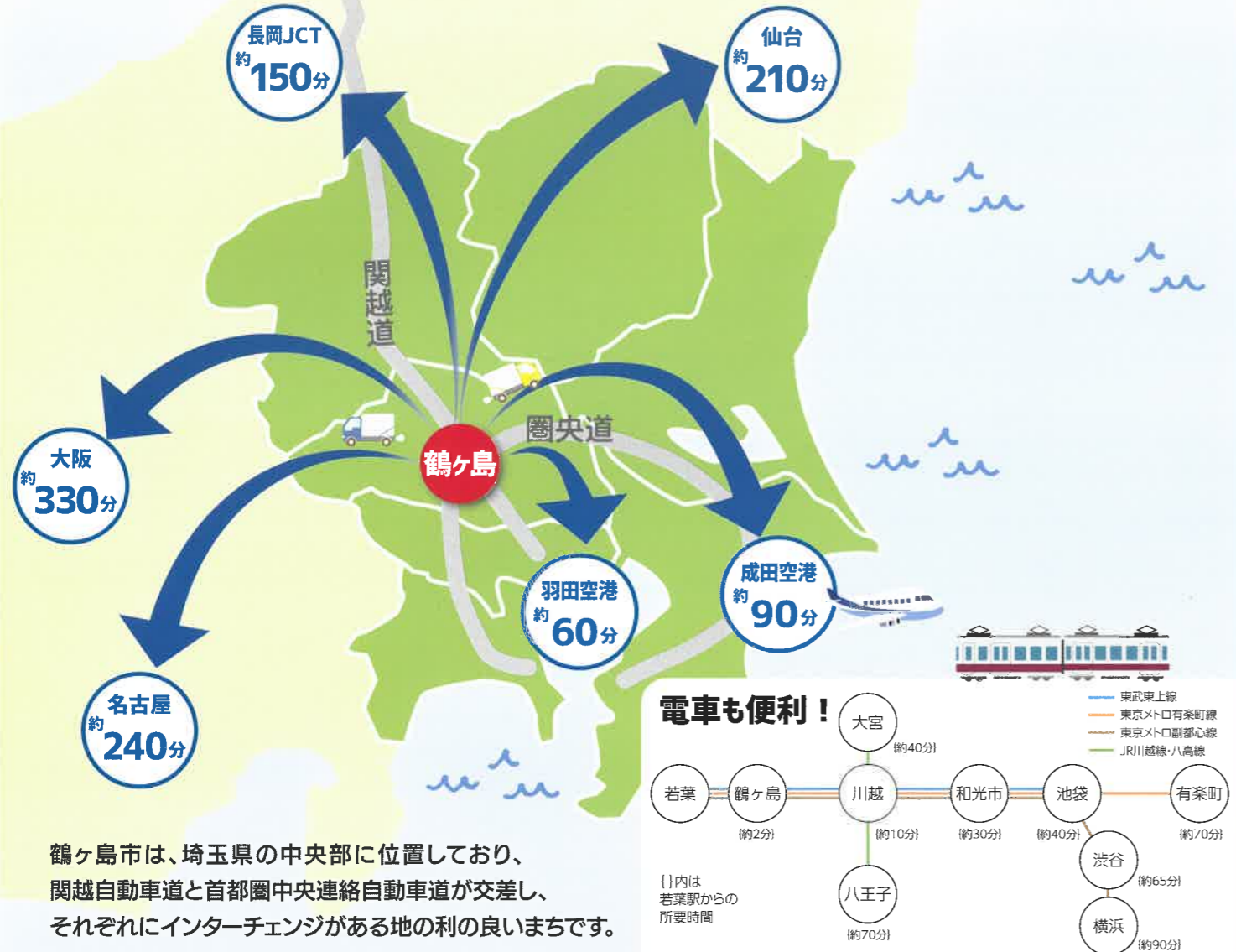
鶴ヶ島市は、埼玉県の中央部に位置し、池袋駅から電車で約40分。関越自動車道と首都圏中央連絡自動車道が交差し、それぞれにインターチェンジがある大変地の利の良いまちです。

豊かな緑を身近に残しながらも、整然とした街並みと良好な居住環境を持ち合わせる鶴ヶ島市は、都会の喧騒からほんの少し離れて、魅力ある暮らしが実現できる“こちよい”まちです。



# 鶴ヶ島市の魅力と特徴

## 首都圏内でも抜群の利便性の高い交通網



## 災害が少ない 安心・安全なまち!

鶴ヶ島市は海、山、大きな川がない自然災害のリスクが少ないエリア。倉庫・運送業者なども多く進出されています。



## 豊富な労働力 を抱えるエリア

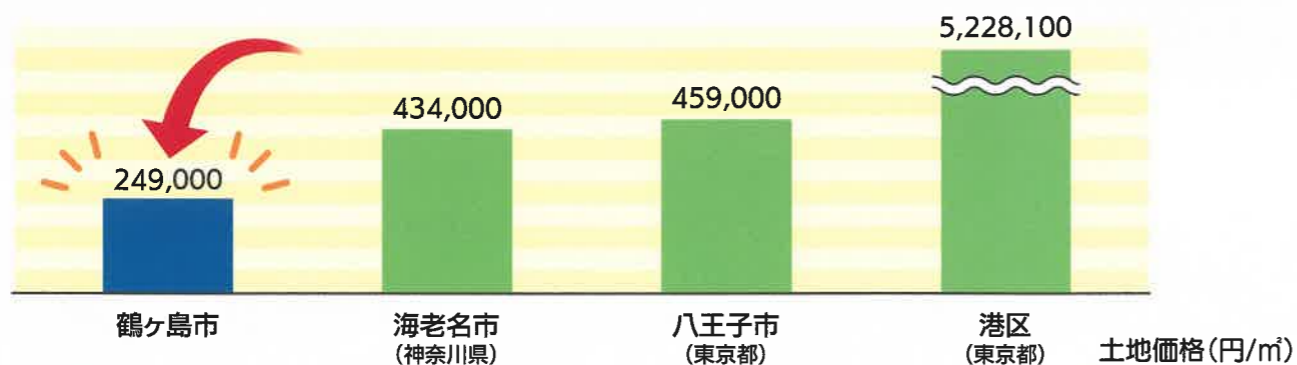
鶴ヶ島市・川越市・坂戸市などから成る「川越都市圏」には生産年齢人口にあたる人々が多く住んでいます。

	川越都市圏	うち鶴ヶ島市
面積	283.89 km <sup>2</sup>	17.65 km <sup>2</sup>
人口(15歳以上64歳以下)	351,903 人	42,190 人
世帯数	275,815 世帯	33,081 世帯
人口密度	2,064 人/km <sup>2</sup>	3,977 人/km <sup>2</sup>

※令和5年1月時点

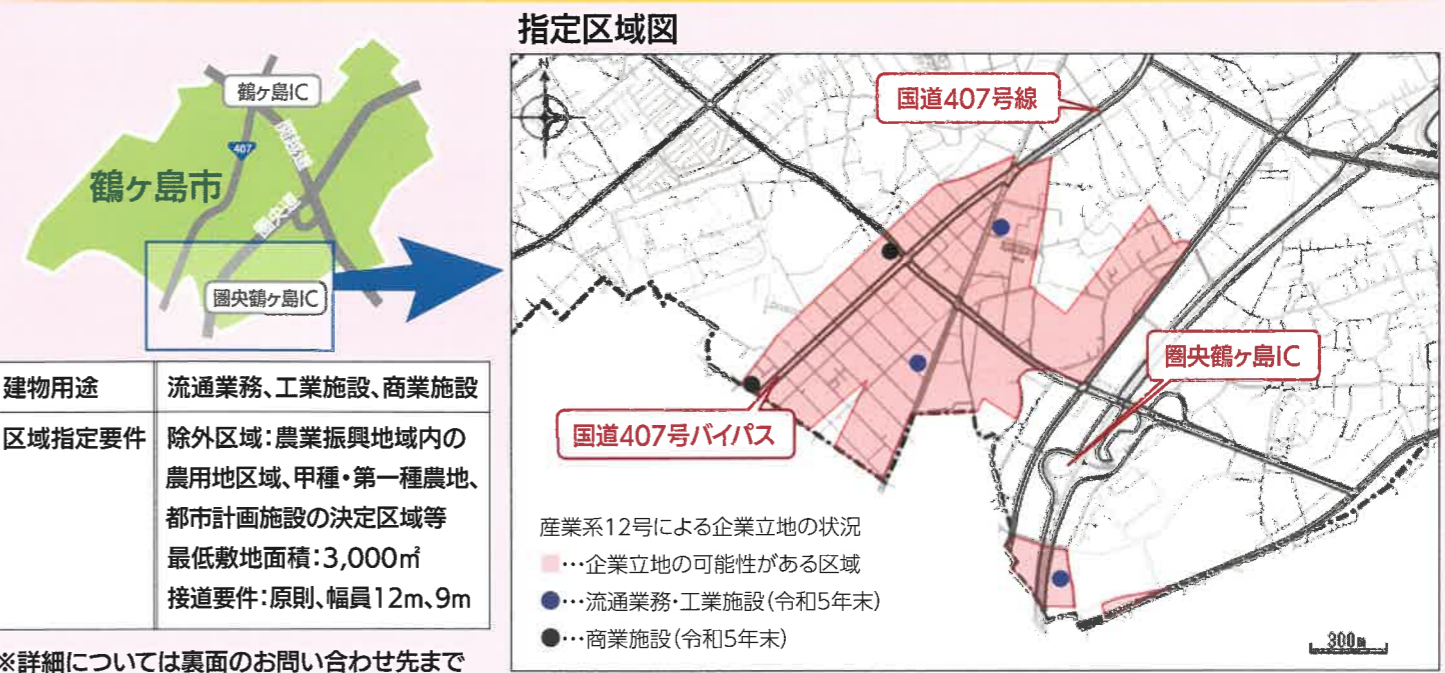
## コストパフォーマンスが高いまち!

圏央道にJCTを持つ八王子市や海老名市と比べ、土地の価格が **およそ半額** です。 ※令和5年地価公示(商業地の平均価格)



## 企業の立地を全力で応援します!

インフラ整備とともに、産業系の開発に関する条例を整備。企業立地をサポートしています。





# 企業立地による雇用等の促進に関する奨励制度

鶴ヶ島市では、「鶴ヶ島市企業立地による雇用等の促進に関する条例」(平成27年1月1日施行)により、企業立地を促進し、雇用機会の拡大や定住の促進を図っています。

## 【奨励措置の内容について】

### ◎企業に交付する奨励金

#### ○市内在住者雇用奨励金

市内で新設等を行う企業が、操業開始日の前6ヶ月から操業開始日の後3年までの間に、市内に住所を有する者を従業員として継続して1年以上雇用した場合、一人につき30万円を交付します。

#### ○従業員転入促進奨励金

市外に住所を有する従業員の方が、企業の市内への新設等に伴って、操業開始日の前6ヶ月から操業開始日の後3年までの間に市内に転入し、転入した日から1年以上継続して市内に住所を有している場合、一人につき30万円を交付します。

### ◎従業員に交付する奨励金

#### ○従業員持家取得促進奨励金\*

操業開始日の前6ヶ月時点において市内に自らが居住する住宅を所有していない従業員の方が、操業開始日の前6ヶ月から操業開始日の後3年までの間に市内に住宅を取得し、取得日から5年が経過する日まで引き続き当該住宅に居住する意思を持つ場合に50万円を交付します。

(注1) 市内在住者雇用奨励金と従業員転入促進奨励金の合計額は、3年度間について、9,000万円を限度とします。

(注2) 従業員とは、雇用保険に加入している従業員です。

※ 従業員持家取得促進奨励金の交付対象者は、1戸の住宅に対し、1人のみです。

## 【奨励措置の要件について】

\* 製造業を営む企業(本社又はこれに準ずる機能を持つ事業所を市内に立地する場合も含む)及び流通業を営む企業(詳細は下記お問い合わせ先まで)が、以下の要件をすべて満たす規模で事業所の新設や増設等を行う場合、奨励措置の対象となります。

- ①敷地面積が3,000㎡以上
- ②延床面積が1,000㎡以上
- ③常時雇用従業員数が20人以上

\* 上記の要件に該当する場合は、指定企業の申請を行ってください。(操業開始した日から30日以内)  
鶴ヶ島市長より指定された後、奨励措置を受けることができます。

## お問い合わせ先

鶴ヶ島市 都市整備部 企業立地課

〒350-2292 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木 16-1  
電話 049-271-1111 (代表)



HPで市内企業を紹介しています  
掲載のご希望は企業立地課へ

◀HPはこちら